

IMO第7回ばら積液体・ガス小委員会(BLG7)の結果について

標記会合は、平成14年6月24日から6月28日までの間、ロンドンの国際海事機関(IMO)の本部において開催された。今次会合での主な審議内容は以下の通り。

1. 汚染分類及び船型要件等の見直し(MARPOL 附属書)(議題5,6)

(1) 経緯

汚染分類

汚染分類のためのクライテリア(Hazard Profile)の改正に伴い、本小委員会は、汚染分類の見直し及び船型要件の見直しの作業をしており、それに伴うMARPOL条約附属書の改正についても審議を行っている。

汚染分類の見直しについては現在、現行の5分類方式(A,B,C,D,(無害))と欧州諸国を中心とする新たな提案である3分類方式(X,Y,Z(すべて有害))のいずれが適切かについて検討が行われており、分類については、今回の会合で方針が決定される予定となっている。

欧州諸国(オランダが発端)は、現行の5分類方式が複雑であることと現在無害とみなされている物質が環境に少なからず影響していることに鑑み、シンプル化及び無害カテゴリーを無くすことを目的に3分類方式に変えるよう主張している。従来より我が国は、すでに定着している5分類方式を3分類方式に変更すると却って混乱が生じる恐れがあることから、現行どおりの5分類方式を主張している。

船型要件

BLGで汚染分類の見直しに伴い、船型要件についても見直しが行われており、2004年6月の決定を目指し作業が進められている。この改正が行われ要求される船型が厳しい側に変更される場合(アップグレード)には、我が国化学産業及び内航海運業界に多大な影響を与えかねない状況にある。我が国は今次会合に科学的見地から、可能な限り現行の船型と同様となるような船型要件を決めるためのクライテリアの改正案に対する修正提案を行った。

(2) 審議結果

GESAMPハザードプロファイルの見直しによる汚染分類の見直し作業が進む中、3分類と5分類の選択に関する本質的な議論が可能となり、今次会合において審議が始まった。3分類については欧州を中心とする14カ国が支持を、5分類については我が国、米国等9カ国が支持を表明し、各々より意見表明がなされた。また、これに伴い、残留量の要件、排出基準及び船型要件に関するクライテリアの検討が行われ、今後の議論のために良案の長短を示す表が作成された。本表は3分類の論点を中心に取りまとめられ5分類が正当に評価されていないことから、我が国及び米国等は委員会として本表を取りまとめることについては強硬に反対し、その結果大勢の支持する意見としてMEPCに提出されることとなった。

3分類と5分類の選定については、政策的な判断であるということからMEPC48で結論を出すこととなった。

船型要件については提出ペーパーに基づき、対応したが提案は受け入れられなかった。

2. MARPOL 附属書 の全面見直し(議題4関連)

(1) 経緯

現行MARPOL 附属書 に関し、数次にわたる改正を行った結果、構成が複雑化していることを考慮し、海運界等の当該附属書の利便性向上(ユーザーフレンドリー)を目的に附属書の全面改正作業(内容は原則変更していない。)をBLG中心に行っている。

(2) 審議結果

BLG7/4(ギリシャ提案)をベースとして附属書Iの改定案について審議を行い、条約本文を始めとした油記録簿、証書、Supplementの改正など、附属書I全体の改正案の作成を終了した。

本附属書Iの改正は、2003年の次回BLGで最終化のうえ2007年発効を目標にして作業が進められる予定である。一部、第18規則(油記録簿第1部の所持適用船の変更(150GT以上

から 400GT 以上)) 等については、我が国意見が受け入れられなかった。